

相続人代表者届兼現所有者申告書

令和 年 月 日提出

蔵 王 町 長 殿

被相続人 (亡くなった方)	フリガナ氏名		年 月 日死亡
	住所		

- 地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付等に関する書類を受領する代表者を次のとおり指定しましたので届け出ます。なお、他の相続人に対しましては、私が責任を持って異議のないように処理し、蔵王町に対して一切迷惑をかけないことを申し添えます。
- 固定資産課税台帳に登録されている所有者が死亡したため、蔵王町町税賦課徴収条例第74条の3の規定に基づき、地方税法第384条の3にいう現所有者を申告します。

相続人代表者	フリガナ氏名			被相続人との続柄
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日	電話	()
	住所	〒		

- (注意) ① 相続人は、裏面の「相続に関する確認表」でご確認ください。遺言書のない場合の法定相続では、先順位の人がいる場合、後順位の方は相続人にはなりません。
- ② 納税通知書の送付先を変更したい場合は、別途「納税通知書送付先変更届」が必要です。

相続人 (代表者を除いて記入)	フリガナ氏名	被相続人との続柄	住所
			〒
			〒

この届出により承継される税目等については次のとおりです。				
町県民税 普通徴収	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税 国民健康保険に係る給付	介護保険料

- (注意) ① 相続人が納税者となりますので、故人が口座振替をされていた場合は、口座の変更についてもご確認ください。ただし、国民健康保険税・給付については、世帯主が納税義務者及び給付金受領者となります。死亡手続きにより世帯主が変更になった場合、新しい世帯主が納税義務者及び給付金受領者となります。
- ② この届は、固定資産の相続登記とは一切関係ありません。(相続登記をされる場合は、仙台法務局大河原支局で期限内に手続きしてください。)

【裏面にもチェック及び記入をお願いします。→】

